アリスナースステーション　運営規程

（事業の目的）

1. 株式会社アリスの森が開設するアリスナースステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問介護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員が、要介護状態（介護予防状態にあっては要支援状態）であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（運営の方針）

1. 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

２　指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

1. 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
   1. 名称　　　　アリスナースステーション
   2. 所在地　　名古屋市天白区平針一丁目1901番地　佐久間マンション205号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

1. ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 職種 | 資格 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
| 管理者 | 看護師 | 1名 | － | 看護職員と兼務 |
| 看護職員 | 看護師 | 1名 | 46名 | うち1人管理者と兼務 |
| 准看護師 | － | 4名 |  |
| 理学療法士 | 理学療法士 | － | 4名 |  |

1. 管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

1. 看護職員等

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

1. ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
   1. 営業日　　　年中無休とする。
   2. 営業時間　　午前8時30分から午後5時30分までとする。
   3. 携帯電話への自動転送、FAX等により、２４時間常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容）

1. 事業の内容は次のとおりとする。
   1. 病状・障害の観察
   2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
   3. 食事及び排泄等日常生活の世話
   4. 床ずれの予防・処置
   5. リハビリテーション
   6. ターミナルケア
   7. 認知症患者の看護
   8. 療養生活や介護方法の指導
   9. カテーテル等の管理
   10. その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

1. 事業を提供した場合の料金は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、その１割の額とする。

２　次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。

　　尚、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から片道１キロメートル当たり100円を徴収する。

３　死後の処置料は、10,000円とし、衛生材料費はその実費を徴収する。

４　前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

1. 通常の事業の実施地域は、名古屋市全域、長久手市、日進市、みよし市、豊明市、東海市、愛知郡東郷町の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

1. 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

　（虐待防止のための措置に関する事項）

1. ステーションは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
2. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底

図る。

1. 虐待防止のための指針を整備する。
2. 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
3. 上記（１）から（３）までを適切に実施するための担当者を置く。

（その他運営についての留意事項）

第１１条　ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

1. 採用時研修　　採用後１カ月以内
2. 継続研修　　　年２回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

４　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社アリスの森とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

　　附則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。

この規程は、平成25年9月21日から改定する。

この規程は、平成29年3月1日から改定する。

この規程は、平成30年8月1日から改定する。

この規程は、令和2年1月1日から改定する。

この規定は、令和4年6月1日から改定する。

この規定は、令和4年7月1日から改定する。

この規定は、令和4年10月1日から改定する。

この規定は、令和4年11月1日から改定する。

この規定は、令和6年4月1日から改定する。

この規定は、令和6年9月1日から改定する。